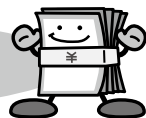




## 賞与支払届の届出について



健康保険・厚生年金保険の被保険者については、総報酬制導入により被保険者ごとに賞与支払額を届け出ることとなっています。保険料率も毎月の給与と同じ率を賦課し、賞与額から1,000円未満を切り捨てた額に健康保険102.6/1000、介護保険18/1000、厚生年金183/1000（保険料は事業主と被保険者が折半で負担）を乗じた額が保険料となります。標準賞与額の上限は、健康保険では年間573万円（毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額）、厚生年金保険については1カ月あたり150万円です。賞与の支払いがありましたら、個人別の支給額が記載された給与台帳のコピーを当事務所へ送付してください。

なお、賞与の支払いがない場合も必ずお知らせください。

本年4月より、日本年金機構に登録している賞与支払予定月に賞与を支給しなかった場合は、「健康保険・厚生年金保険賞与不支給報告書」の提出が必要となりました。

※年4回以上の賞与支払いがあった場合は別途対応が必要となりますので、当事務所へご相談ください。

### 〈計算例〉

#### 賞与総支給額280,500円のAさんの場合

##### ①健康保険

280,000円（総支給額の1,000円以下は切捨て）×0.1026=28,728円（全体）

なお、保険料は事業主（全体）とAさんが折半で負担となりますので、

Aさんの負担額は14,364円です。

##### ②介護保険（40歳以上65歳未満）

280,000円×0.018=5,040円（全体）

つまり Aさんの負担額は2,520円です。



##### ③厚生年金

280,000円×0.183=51,240円（全体）

つまり Aさんの負担額は25,620円です。

したがってAさんの負担額の合計は①+②+③=42,504円となります。



## 金原事務所のホームページができました!!



弊所ではより簡便に、より迅速にみなさまへの情報提供を行うため、ホームページを開設いたしました。

これまで以上にみなさまのお役に立てる情報を発信していきたいと考えておりますので、所報とあわせてご高覧いただけますと幸いです。

〈ホームページURL〉  
<https://kanahara-sr.jp>

令和三年十二月発行

十二月号

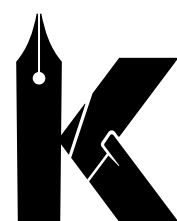
発行所

社会保険労務士法人 金原事務所

長崎市興善町四番二号

TEL(八三三)三九〇〇番  
FAX(八三六)八七九二番

No.774



所報

かなはら

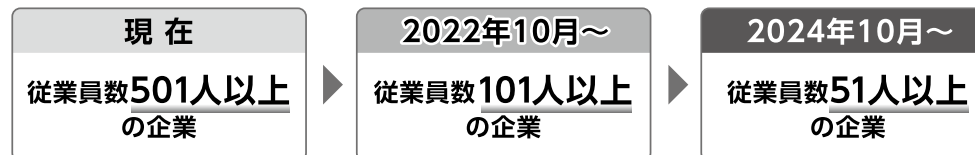
令和3年12月

社会保険労務士法人  
金原事務所

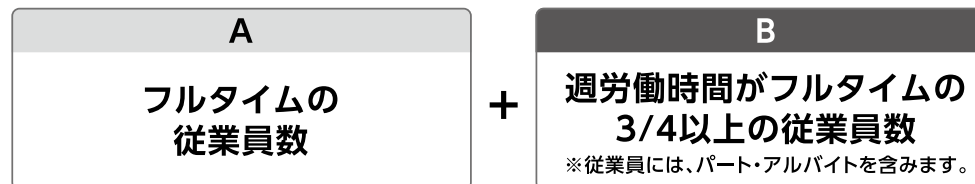
## 法律改正により パート・アルバイトの 社会保険の加入条件が 変わります。



### 対象となる企業



従業員数は以下の A + B の合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」



### 新たな加入対象者

新たな加入対象者は、  
右の全てにチェックが入った  
パート・アルバイトの方です。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

# 新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金が再開されました

令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給(賃金全額支給)の休暇**(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主は助成金の対象となります!

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、**臨時休業などをした小学校など(保育所等を含みます)**に通う子ども
- ②新型コロナウイルスに**感染した子どもなど**、小学校などを休む必要がある子ども

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけよう**お願いします。

**【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10 / 10**  
 具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額※×有給休暇の日数**で算出した合計額が支給されます。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(日額上限：13,500円(申請の対象期間中(注)に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域(原則都道府県単位)に事業所のある企業については15,000円))

注：事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間(申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間)

【申請期限】	①令和3年8月1日～同年10月31日の休暇	令和3年12月27日(月)必着
	②令和3年11月1日～同年12月31日の休暇	令和4年2月28日(月)必着

※消印が申請期限内であっても、都道府県労働局への到達日が申請期限を徒過していた場合は申請期間内に申請したとは認められませんので、ご注意ください。

※①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。  
 ※事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

## 《労働者の皆さまへ》

都道府県労働局『**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等**を行っています。特別相談窓口(休業支援金・給付金の仕組みによる**労働者からの直接申請含む**)については、こちらをご参照ください。

⇒「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内**」



## 《事業主の皆さまへ》

①**支給要件の詳細や具体的な手続き**は厚生労働省ホームページにてご確認ください。

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

新型コロナ休暇支援 検索



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

②申請書の提出方法

本社所在地を管轄する**都道府県労働局雇用環境・均等部(室)**まで**郵送**でお願いします。

※必ず配達記録が残る郵便(特定記録郵便やレターパックなど)で配送してください。(宅配便などは受付不可)



お問い合わせ等がありましたら金原事務所までお尋ねください。

## ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に 通う子ども

### ◆「臨時休業等」とは

- 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象**となります。**なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外**です。  
※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。  
 ※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。

### ◆「小学校等」とは

- 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**(幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る)、**特別支援学校**(全ての部)  
★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)なども含む。
- 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**
- 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など**

## ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある(※)子ども

- ア) **新型コロナウイルスに感染した子ども**
- イ) **新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども**(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
- ウ) **医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども**

※学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

## ③対象となる保護者

- 親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母など)であって、子どもを現に監護する者**が対象となります。
- 各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。**  
※業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

## ④対象となる有給の休暇の範囲

### ▶日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

- 「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
  - 学校：授業日** ※日曜日や夏休みなどは対象外(夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象)
  - その他の施設(放課後児童クラブなど)：本来施設が利用可能な日**
- 「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
  - 授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日**

### ▶半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- 対象**となります。  
なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

### ▶就業規則などにおける規定の有無

- 休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、**就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象**となります。

### ▶年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- 対象**になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。

### ▶労働者に対して支払う賃金の額

- 年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。  
助成金の支給上限である13,500円(申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所のある企業については15,000円)を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。